

## 平成 29 年度 行政監査の結果 概要版

(この概要版は、「平成 29 年度行政監査」の結果報告書を抜粋、編集した。)

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査 (行政監査)

### 2 監査のテーマ

随意契約について

### 3 監査の対象

全ての課等 (公営企業会計を除く) における平成 29 年 4 月 1 日～同年 9 月 30 日までに締結した予定価格 10 万円以上の需用費 (消耗品費、維持修繕料)、委託料及び工事請負費に係る契約事務について

### 4 全体調査・抽出調査の状況

#### (1) 契約締結の方法

地方自治法施行令で定められた要件を満たした場合に可能となる指名競争入札 (19.97%) と随意契約 (79.95%) が大部分 (99.92%) を占めており、一般競争入札は極めて少数 (0.08%) であった。

契約締結方法の状況 (全体)

区 分		件 数	構成比	契約金額 (円)	構成比
入 札	一般競争入札	1	0.08%	419,040,000	4.70%
	指名競争入札	265	19.97%	3,012,667,900	33.78%
	計	266	20.05%	3,431,707,900	38.48%
随 意 契 約	見積り合わせ	315	23.74%	174,367,724	1.96%
	単独見積り	746	56.22%	5,312,308,952	59.57%
	計	1,061	79.95%	5,486,676,676	61.52%
合 計		1,327	100.00%	8,918,384,576	100.00%

#### (2) 支出科目別の状況

契約の過半数を占める委託料 792 件のうち、一般競争入札によるものは無く、指名競争入札は 173 件 (13.04%)、随意契約 (見積り合わせ) は 166 件 (12.51%)、随意契約 (単独見積り) は 453 件 (34.14%) であった。

支出科目別内訳

節(細節)	一般競争入札		指名競争入札		随意契約□見積り合わせ)		随意契約□単独見積り)		合 計	
	件数	契約金額(円)	件数	契約金額(円)	件数	契約金額(円)	件数	契約金額(円)	件数	契約金額(円)
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
11 需用費 (消耗品費)	0	0	30	122,224,099	53	10,274,004	44	87,759,357	127	220,257,460
	0.00%	0.00%	2.26%	1.37%	3.99%	0.12%	3.32%	0.98%	9.57%	2.47%
11 需用費 (維持修繕料)	0	0	0	0	63	33,512,792	216	50,712,117	279	84,224,909
	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.75%	0.38%	16.28%	0.57%	21.02%	0.94%
13 委託料	0	0	173	1,525,986,921	166	103,536,144	453	5,002,558,817	792	6,632,081,882
	0.00%	0.00%	13.04%	17.11%	12.51%	1.16%	34.14%	56.09%	59.68%	74.36%
15 工事請負費	1	419,040,000	62	1,364,456,880	33	27,044,784	33	171,278,661	129	1,981,820,325
	0.08%	4.70%	4.67%	15.30%	2.49%	0.30%	2.49%	1.92%	9.72%	22.22%
合 計	1	419,040,000	265	3,012,667,900	315	174,367,724	746	5,312,308,952	1,327	8,918,384,576
	0.08%	4.70%	19.97%	33.78%	23.74%	1.96%	56.22%	59.57%	100.00%	100.00%

(3) 随意契約の理由

随意契約の理由(地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号)

随意契約の理由	見積り合わせ		単独見積り		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
第1号 (規則に定める金額を超えない場合)	293	27.6%	220	20.7%	513	48.3%
第2号 (入札不適)	21	2.0%	456	43.0%	477	45.0%
第3号 (社会福祉関連)	0	0.0%	27	2.5%	27	2.5%
第4号 (新商品開発関連)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第5号 (緊急)	0	0.0%	29	2.7%	29	2.7%
第6号 (入札不利)	0	0.0%	8	0.8%	8	0.8%
第7号 (随契有利)	0	0.0%	3	0.3%	3	0.3%
第8号 (不落)	0	0.0%	3	0.3%	3	0.3%
第9号 (落札者が契約しない)	1	0.1%	0	0.0%	1	0.1%
合 計	315	29.7%	746	70.3%	1,061	100.0%

(4) 随意契約（見積り合わせ）における見積書の徴取数

支出科目別見積書徴取数

節(細節)	2人	3人	4人以上	合計
11 需用費（消耗品費）	51	1	1	53
11 需用費（維持修繕料）	62	1	0	63
13 委託料	127	26	13	166
15 工事請負費	33	0	0	33
合計	273	28	14	315
構成比	86.7%	8.9%	4.4%	100.0%

(5) 随意契約（単独見積り）の理由

単独見積りの「特別の理由」

区分	件数	構成比
「指名業者のみ」等の唯一性を理由	34	44.7%
「経験豊富」、「業務に精通」等の実績を理由	18	23.7%
「緊急性」を理由	6	7.9%
「公募型プロポーザルによる最優秀提案者」を理由	5	6.6%
「コスト」面での有利性を理由	5	6.6%
その他	8	10.5%
合計	76	100.0%

抽出調査 76 件について、単独見積りの主な理由を分類すると、理由として、「指名業者のみ」が実施できる等の唯一性を理由としているものが 33 件(44.7%)、「経験豊富」、「業務に精通」等の実績を理由としているものが 18 件 (23.7%) であり、計 52 件 (68.4%) を占めていた。

小田原市契約事務提要に示された「契約の相手方が 1 人に限られるような場合」のような理由も見受けられたが、経験豊富を理由とするもの等、果たして単独見積りの理由として適当なものか疑問のあるもの、また、単独見積りを行うことが前提としてあり、それに合うように形式的に理由を作っているように考えられてしまうものも見受けられた。

(6) 随意契約における契約相手方の傾向

複数年度、同一の相手方との契約を継続することについては、やむを得ない理由があると思われるが、契約において、安易に同一の相手方と契約を締結することなく、複数の者による入札ができないか、常に検証する姿勢が必要ではないかと思われた。

委託料における契約相手の傾向

契約の相手方 契約締結の方法	新規	2年同じ	3から4年同じ	5年以上同じ	合 計
	件数	件数	件数	件数	件数
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
随意契約（見積り合わせ）	94	9	18	45	166
	15.2%	1.5%	2.9%	7.3%	26.8%
随意契約（単独見積り）	82	40	34	297	453
	13.2%	6.5%	5.5%	48.0%	73.2%
合 計	176	49	52	342	619
	28.4%	7.9%	8.4%	55.3%	100.0%

5 監査の結果と意見

この度の監査では、本市の契約事務のうち、とりわけ随意契約に注目したところであり、契約事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

以下、意見を申し述べる。

本報告書の文頭に記したとおり、地方公共団体の契約については、一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札、随意契約及びせり売りについては、政令で定める場合に限り行うことができる特例的な契約である。

中でも随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定されている理由がある場合に可能なもので、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結するものであることから、一般競争入札又は指名競争入札に比べて手続きが簡略であり、相手方の能力を熟知のうえ選定することができる。この運用がよければその長所を發揮し、所期の目的を達成することができるが、相手方の固定化、恣意性があることから、公正な取引を失することもあり得るとも考えられている。

今回の監査において、本市の状況を確認したところ、監査対象の契約件数 1,327 件中、随意契約は 1,061 件（79.95%）であり、うち単独見積りは 746 件（56.22%）の過半数を占めていた。

今回の監査では施行令に定められた理由のない契約は無かったものの、果たして妥当な理由なのか疑問を生じるものがあつた。そして、単独見積りこそは特例中の特例として、誰もが納得のいく十分な理由を明確にした上で執行されるべきと考えられた。また、理由があるにせよ長年にわたって随意契約（単独見積り）で同じ相手と契約している事例が相当数あるので、公平性の観点から、適宜、業務の履行後に評価・分析をし、オープンな発注を心掛けるべきと感じられた。

おわりに、平成 29 年 6 月、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第

54 号) が公布されたところである。この改正により、長と監査委員の役割がより明確化されたところであり、監査委員には、国の指針に基づく監査基準の整備や勧告制度の創設等が定められ、平成 32 年 4 月等からの施行となっている。

一方、市長には、内部統制についての方針と体制の整備に努めることが求められた。本市においては、これらの整備は義務とはされていないものの、適正な事務の執行のための整備を強く望むものである。